令和7年度 横浜市内産農畜産物のPR資材支援事業のご案内

横浜市農業振興課

1 趣旨

横浜市では、市内産農畜産物や横浜の農業のPRのため、「横浜農場」のロゴマークを活用したプロモーションを推進しています。

「横浜農場」のロゴマークを表示した出荷用資材の作成補助の事業を行いますので、ぜひご活用ください。

≪横浜農場とは≫

食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、 農景観など横浜らしい農業全体を農場として 見立てた言葉です。

横浜市では、この「横浜農場」を使い、横 浜の農業・農畜産物のPRを進めています。

パターン1	パターン2				
横浜農場	横浜農場				

2 補助の対象となる経費

補助対象経費	補助率	備考
「横浜農場」のロゴマークを表示した市内 産農畜産物の出荷販売用資材の作成及 び購入に必要な経費	50%以内	対象資材は陳列·宅配等に より消費者に直接PRできるも のとする。

※版下のデザインや作成する資材等についてはお早めに農業振興課へご相談ください。(別紙参照)

3 補助の対象となる方

- ·JA横浜 及び その専門部
- ・横浜市中央卸売市場に属する卸売事業者の生産者団体
- ・その他の団体

4 スケジュール

【事業スケジュール】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
版下補助	←			F	申請受付 —					->	に実績	3 日まで 報告書類 提出

- ※随時申請受付。予算がなくなり次第終了(先着順、1月末まで)
- ※受付終了後、予算の範囲内で補助金の交付額を決定
- ※版下又は資材のみでの補助申請も可能

5 その他

- (1)予算の範囲内で事業費の50%以内で支援します。申請が多数あり、予算を超える場合には補助率が50%に満たない可能性もありますのでご承知おきください。
- (2)発注先は原則市内事業者とするようにお願い致します。また、事業費が 100 万円を超える場合には 事業者 2 者以上による見積合わせが必要となります。

~100 万円未満	100 万円~1000 万	1000 万円以上
	円未満	
1者以上	2者以上	3者以上

- (3)補助事業の要綱とは別に「横浜農場ロゴマーク使用取扱要綱」により使用ルールを定めています。補助の申請書類に加え、横浜農場の使用届出書を提出していただく必要があります。
- (4)「横浜農場」ロゴマークには横幅を 1.5 cm 以上とするなど使用に際してのルールがありますので、ガイドラインをご参照ください。
- (5) 資材作成の申請時、版下のデザイン等によっては修正を依頼する場合がございますので、お早めにご相談ください。
- (6)令和7年度の予算執行を伴うため、市会での予算議決後に確定します。

5 申込・お問合せ先

横浜市農業振興課農業振興担当

TEL: 671-2637 FAX: 664-4425

【使用イメージ】

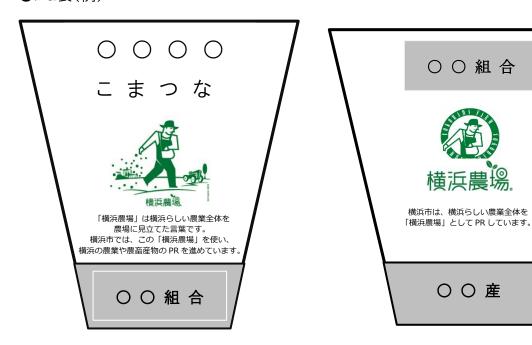
●結束テープ(例)



横浜市は、横浜らしい農業全体を「横浜農場」として PR しています

補助事業者使用スペース (出荷団体名など)

●FG袋(例)



〇 ○ 産 横浜農場」は横浜らしい農業 全体を農場に見立てた言葉です。

横浜農場の説明文記載にご協力ください。 (例1)

「横浜農場」は、横浜らしい農業全体を農場として見立てた言葉です。

横浜市では、この「横浜農場」を使い、横 浜の農業や農畜産物の PR を進めています。 (例2)

横浜市は、横浜らしい農業全体を「横浜農場」として PR しています。

(例3)

「横浜農場」は横浜らしい農業全体を農場に見立てた言葉です。